

## 事業再評価調書

事業種別 事業名	街路事業 淀川南岸線	
担 当	建設局道路部街路課（特定街路担当）（電話番号：06-6615-6767）	
1 再評価理由	市の事業で、事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工又は継続中のもの	
2 事業概要	①所在地 図 1 参照	福島区大開 4 丁目～北区長柄東 3 丁目
	②事業目的	地域のサービス道路として生活の利便性・安全性・防災性の向上に資するほか、国道 2 号・城北公園通（主要市道中津太子橋線）等の幹線道路を連絡して東西方向の市内幹線道路ネットワークの強化を図る。
	③事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長 6.7km</li> <li>・幅員 11～45m（新設・拡幅）</li> <li>・車線数 2～4 車線（両側）、歩道あり</li> </ul>
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川南岸線は、「大阪都市再生環状道路」の一区間を構成する淀川左岸線や淀川左岸線延伸部との一体整備事業として平成 21 年度から事業開始し、淀川左岸線 1 期区間と並走する一部区間を平成 25 年 10 月に供用開始している。</li> <li>・淀川左岸線 2 期区間が平成 38 年度事業完了予定となっているほか、淀川左岸線延伸部が平成 29 年度に新規事業開始されたことから、引き続きこれらの事業と合わせた整備が求められている。</li> </ul>
	②定量的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・走行時間短縮便益</li> <li>・走行経費減少便益</li> <li>・交通事故減少便益</li> </ul> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民 ・道路利用者 ・地域経済 ・地域社会</li> </ul>
	③費用便益分析 図 2 参照	<p>[算出方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益分析マニュアル（平成 20 年 11 月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局）に示された手法に準じて実施。</li> </ul> <p>[分析結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用便益比 <math>B/C = 1.2</math> （総便益 B：62.5 億円、総費用 C：50.2 億円）</li> </ul>
	④定性的効果の具体的な内容	<p>[効果項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者等の安全性の向上</li> <li>・災害時における避難路確保などの防災性の向上</li> </ul> <p>[受益者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民 ・道路利用者 ・地域経済 ・地域社会</li> </ul>
	⑤事業の必要性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川南岸線は、東西方向の市内幹線道路ネットワークの強化を図るほか、歩行者等の安全性や都市の防災性の向上などを図っていくうえで、必要性の高い事業である。</li> </ul>

	事業開始時点 (平成21年4月)	再評価時点 (平成30年3月)	
4 事業の実現見通しの視点	①経過及び完了予定	事業開始年度 平成21年度 完了予定年度 平成32年度	事業開始年度 平成21年度 完了予定年度 平成43年度
	②事業規模	道路整備：6.7km	道路整備：6.7km
	うち完了分	道路整備：0km	道路整備：0.6km
	進捗率 図3参照	0%	9%
	③総事業費	58億円	62億円
	うち既投資額	0億円	6億円
	進捗率 図4参照	0%	10%
	④事業内容の変更状況とその要因	・平成28年11月の都市計画変更により、淀川左岸線延伸部が新たに計画追加され、合わせて淀川南岸線については淀川左岸線や新御堂筋とのランプを廃止して淀川左岸線延伸部とのランプを追加する等の変更が行われている。また、工事費の高騰などにより事業費にも変更が生じている。	
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	・一体整備を行う淀川左岸線や淀川左岸線延伸部に合わせて事業の進捗を図るため。	
	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性	・淀川左岸線と合わせた一括的な工事発注等を行い、可能な限りコスト縮減に努める。	
⑦事業の実現見通しの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>淀川左岸線2期区間が平成38年度事業完了予定となっているほか、淀川左岸線延伸部が平成29年度新規事業開始されたことから、今後、これら2事業に合わせて着実に事業が進捗する見通しとなっている。</li> <li>用地取得については残り1件（平成28年度末時点・公有地除く）で、当面の工事に支障のない状況となっており、今後事業進捗を踏まえた対応をとっていく。</li> </ul>	評価 A	
5 事業の優先度の視点の評価	<p>[重点化の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>淀川南岸線は、歩行者と自動車のすれ違いが困難な現況などから、歩行者等の安全性の向上や、災害時における避難路確保の観点で優先度の高い事業である。</li> <li>また、「大阪都市再生環状道路」の一区間を構成する淀川左岸線や淀川左岸線延伸部との位置関係等を踏まえ、一体整備事業として実施しているものであり、これら2路線へのアクセス機能の強化にも資するものである。</li> </ul> <p>[事業が遅れることによる影響]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業が遅延すると、歩行者等の安全性や都市の防災性の向上が遅れるとともに、淀川左岸線や淀川左岸線延伸部との一体整備が実現せず、同一区間での繰り返し工事につながる。</li> </ul>		評価 A
6 特記事項	特になし		
7 対応方針(案)	<b>事業継続 (A)</b>		
(理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>淀川南岸線は、東西方向の市内幹線道路ネットワークの向上を図るほか、歩行者等の安全性や都市の防災性の向上などを図っていくうえで、必要性の高い事業である。</li> <li>「大阪都市再生環状道路」の一区間を構成する淀川左岸線や淀川左岸線延伸部との一体整備事業としても優先度の高い事業であり、これら2路線の事業状況を踏まえても着実に事業が進捗する見通しとなっていることなどから、「事業継続A」とする。</li> </ul>		
8 今後の取組方針(案)	・淀川左岸線や淀川左岸線延伸部に合わせて、着実に事業を推進する。		